

# 15 その他の資料

## 15. 1 災害報告取扱要領

[危機管理防災局危機管理課]

### 災害報告取扱要領（総務対策関係）

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第22条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

##### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)に定める火災をいう。)を除いたものとする。

##### 3 報告義務

災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第53条第1項の規定に基づき、市町村長は必要な報告を知事に行うものとする。

##### 4 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類		提出期限	様式	提出部数
被害報告		随時	報告様式	—
即報	災害概況即報	覚知後30分以内で可能な限り早く	第4号様式(その1)	—
	被害状況即報	覚知後30分以内で可能な限り早く	第4号様式(その2)	—
災害確定報告		応急対策を終了した後15日以内	第1号様式	2部
災害年報		4月20日	第3号様式	1部

(2) 災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村が必要な報告を各地域振興連絡協議会又は各支庁総務課を通じて消防防災課に行い、消防防災課は、各地域振興連絡協議会又は各支庁総務課の報告を整理して報告を行うものとする。

なお、各市町村は、被害状況の把握に当たって、当該市町村を管轄する警察署等と密接な連絡を保つものとする。

また、報告に当たっては無線電話、ファクシミリ等によること。

※(2)の報告手続は、(3)～(5)についても同じ。

(3) 即報は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

なお、直接即報基準に該当する災害を覚知したときには、市町村は、第一報を消防防災課に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

(4) 災害確定報告は、応急対策を終了した後、15日以内に報告するものとする。

(5) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月20日までに報告するものとする。

## 第2 報告すべき災害

### 1 即報基準〈第4号様式(その1)・(その2)〉

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県全体に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(例示)

(風水害)

- ・崖くずれ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(雪害)

- ・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

(火山災害)

- ・臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- ・火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じるおそれがあるもの

(津波)

- ・津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(その他)

- ・被害状況は具体的に把握できていないが、地震等の災害の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したもの

### 2 直接即報基準〈第4号様式(その1)・(その2)〉

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

### 3 確定報告及び年報基準〈第1号様式, 第3号様式〉

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県全体に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

### 4 報告基準〈報告様式〉

1から3の基準以外の災害

### 第3 記入要領

〈各様式共通の記入要領は、次に定めるところによるものとする〉

#### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

#### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

#### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「病院」とは、医療法第1条に規定する病院や診療所等の施設とする。

- (6) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (7) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (8) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (9) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (10) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (11) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (12) 「崖くずれ」とは、道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山くずれ、崖くずれとする。
- (13) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (14) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (15) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (16) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (17) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (18) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (19) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (20) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (21) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

- (1) 「建物」とは、消防組織法第22条での火災報告取扱要領による建物とする。
- (2) 「危険物」とは、消防法第2条に規定する危険物とする。
- (3) 「その他」とは、「建物」「危険物」以外の火災をいう。

## 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

- (6) 「公共施設被害」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けたか否かの報告とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 災害対策本部

本部設置の有無又は設置の場合においては、設置及び廃止した日時を必ず報告するものとする。

## 8 消防職員及び消防団員の出動の延べ人数

災害発生に伴い、活動した消防職員及び消防団員の延べ数とする。

## 9 災害救助法

適用になる基準世帯数、適用の有無及び適用になった月日を記入する。

## 10 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

### 〈第4号様式（その1）の記入要領は、次に定めるところによるものとする〉

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

### 1 災害の概況

- (1) 発生場所、発生日時  
当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。
- (2) 災害種別概況
  - ア 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。
  - イ 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
  - ウ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
  - エ 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
  - オ その他これらに類する災害の概況

### 2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

### 3 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

## 〈第4号様式（その2）の記入要領は、次に定めるところによるものとする〉

### 1 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

### 2 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### 3 災害救助法適用市町村名

適用になる基準世帯数、適用の有無及び適用になった月日を記入する。

### 4 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

- (1) 災害の発生場所  
被害を生じた市町村名又は地域名。
- (2) 災害の発生日時  
被害を生じた日時又は期間
- (3) 災害の種類、概況  
台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等
- (4) 応急対策の状況  
市町村（消防機関を含む。）が講じた応急対策について記入すること。  
（例）
  - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
  - ・避難の勧告・指示の状況
  - ・避難所の設置状況
  - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
  - ・自衛隊の派遣要請、出動状況

## 〈報告様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする〉

住家被害については発生した箇所の字名とそこでの発生棟数、崖くずれに関しては影響の出た施設の状況を記入する。

### 1 避難状況

避難があった場合は、避難勧告（指示）等の日時、地区、世帯数、人数、避難先等を記入する。

### 2 災害警戒本部等

災害警戒本部等を設置（廃止）した場合は、その設置（廃止）の日時を記入する。

### 3 その他

ライフライン被害等について記入する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

**火災・災害等即報要領**

昭和 59 年 10 月 15 日

消防災第 267 号消防庁長官

**改正** 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号

**第 1 総則****1 趣旨**

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

**2 火災・災害等の定義**

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

**3 報告手続**

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生し

た地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。



特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射

線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
  - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
  - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
  - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
  - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
  - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
  - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
  - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
  - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
  - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
    - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
    - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
  - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
  - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
  - 第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 罹災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度



第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
		軽症		人			
建物の概要	構造		建築面積		㎡		
	階層		延べ面積		㎡		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
		半焼部分焼ぼや棟				建物焼損表面積	㎡
		林野焼損面積		ha			
り災世帯数			世帯	気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人 ( 人 )	
			重 症	人 ( 人 )	
			中等症	人 ( 人 )	
			軽 症	人 ( 人 )	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 ( 署 )		台 人	
		消 防 団		台 人	
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機 人	
		海 上 保 安 庁		人	
自 衛 隊		人			
そ の 他		人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、

活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。



第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。



### 15. 3 報道機関一覧表

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X
南日本新聞社	890-8603	鹿児島市与次郎1-9-33	099-813-5144 (報道部)	099-256-1630
西日本新聞社鹿児島支局	892-0815	鹿児島市易居町9-17-502	099-222-9255	099-222-9257
日本経済新聞社鹿児島支局	892-0841	鹿児島市照国町14-17	099-222-2322	099-225-1540
読売新聞社鹿児島支局	892-0844	鹿児島市山之口町1-10-9F	099-222-7370	099-805-3333
毎日新聞社鹿児島支局	892-0847	鹿児島市西千石町1-32-501	099-223-7331	099-223-7332
朝日新聞社鹿児島総局	890-0062	鹿児島市与次郎2-5-12	099-298-5470	099-298-5163
南海日日新聞鹿児島総局	890-0056	鹿児島市下荒田4-46-23	099-285-1257	099-285-1733
共同通信社鹿児島支局	890-8603	鹿児島市与次郎1-9-33 (南日本新聞社内)	099-256-1777	099-256-1766
時事通信社鹿児島支局	892-0821	鹿児島市名山町1-3-42-4F	099-226-0565	099-226-0566
N H K 鹿児島放送局	892-8603	鹿児島市本港新町4-6	099-805-7110	099-227-8114
M B C 南日本放送	890-8570	鹿児島市高麗町5-25	099-254-7111	099-259-0200
K T S 鹿児島テレビ放送	890-8666	鹿児島市紫原6-15-8	099-258-1111	099-254-5602
K K B 鹿児島放送	890-8571	鹿児島市与次郎2-5-12	050-3816-5111	099-257-5762
K Y T 鹿児島讀賣テレビ	890-8574	鹿児島市与次郎1-9-34	099-285-5575	099-285-5503
エフエム鹿児島	892-8579	鹿児島市東千石町1-38 (鹿児島商工会議所ビル3F)	099-239-1133	099-239-1120

## 15. 4 動物保護施設に関する資料

### 1 動物管理所の概要

[くらし保健福祉部生活衛生課]

区分 \ 名称	加世田動物管理所	川薩動物管理所	始良動物管理所
所在地	南さつま市 加世田唐仁原1930 TEL : 0993-53-4125	薩摩郡さつま町 船木4991-3 TEL : 0996-53-3174	霧島市 国分上之段2422 TEL : 0995-48-2112
使用開始	S50. 4. 1	S49. 12. 1	S49. 12. 1
管理保健所	加世田保健所	川薩保健所	始良保健所
管轄保健所区域	指宿, 加世田, 伊集院	川薩, 出水, 大口	始良, 志布志, 鹿屋
最大収容能力	犬 20頭 猫 20頭	犬 20頭 猫 10頭	犬 25頭 猫 35頭

### 2 動物愛護センターの概要

[くらし保健福祉部生活衛生課]

区分 \ 名称	鹿児島県動物愛護センター
所在地	霧島市隼人町小田1493-1 TEL : 0995-44-6301
使用開始	H25. 10. 16
管理区域	県内全域
最大収容能力	犬 40頭 猫 20頭

## 15.5 市町村等別火葬場の一覧表

くらし保健福祉部生活衛生課  
令和元年6月1日現在

番号	所在市町村	名称	火葬炉数	火葬場所在地	電話番号
1	鹿児島市	鹿児島市北部斎場	12	鹿児島市小山田町6075番地	099-238-3636
2		鹿児島市南部斎場	8	鹿児島市上福元町6945番地の1	099-260-4900
3	鹿屋市	大隅肝属広域事務組合火葬場きもつき苑	7	鹿屋市下高隈町5999番地3	0994-45-2196
4	枕崎市	枕崎共同斎場	3	枕崎市若葉町286番地	0993-72-1849
5	阿久根市	阿久根市葬斎場佛石の里	3	阿久根市西目691-1	0996-72-1525
6	出水市	出水市慈光苑	3	出水市武本2800番地	0996-63-2142
7		出水市じょうらく苑	1	出水市野田町上名6499番地20	0996-84-3449
8		出水市高尾野斎場	1	出水市高尾野町大久保4966番地9	0996-82-3677
9	指宿市	指宿火葬場天翔の里	3	指宿市十二町5471番地2	0993-24-4822
10		指宿市山川火葬場	2	指宿市山川福元5340番地	0993-34-0429
11	西之表市	西之表斎苑	3	西之表市西之表9645番地1	0997-23-2392
12	垂水市	垂水市火葬場	2	垂水市本城3933番地1	0994-32-2714
13	薩摩川内市	薩摩川内市川内葬祭場やすらぎ苑	5	薩摩川内市国分寺町6669番地30	0996-22-3568
14		薩摩川内市上甑島葬祭場	2	薩摩川内市里町里2477番地	0996-23-5111
15		薩摩川内市下甑葬祭場	1	薩摩川内市下甑町青瀬278番地	0996-23-5111
16		薩摩川内市鹿島葬祭場	1	薩摩川内市鹿島町藺牟田3322番地	0996-23-5111
17	曾於市	曾於市斎苑	4	曾於市末吉町岩崎4390番地	0986-76-2347
18	霧島市	霧島市国分斎場	6	霧島市国分名波町16番19号	0995-45-0556
19	いちき串木野市	西薩火葬場	4	いちき串木野市照島2430番地	0996-32-5781
20	南さつま市	南さつま火葬場白亀苑	4	南さつま市加世田白亀1458番地3	0993-53-6942
21	志布志市	曾於南部厚生事務組合紫雲園	3	志布志市志布志町帖7614-5	099-472-3779
22	奄美市	奄美市斎場	3	奄美市名瀬大字有屋1594番地1	0997-52-5504
23	南九州市	顛娃浄楽苑	3	南九州市顛娃町御領5000番地	0993-36-2833
24		川辺火葬場	2	南九州市川辺町平山1977-5	0993-56-4347
25	伊佐市	伊佐北始良火葬場	4	伊佐市菱刈重留444番地	0995-26-2356
26	始良市	あいら斎場 悠久の杜	8	始良市鍋倉378番地	0995-65-4600
27	さつま町	さつま町やすらぎ苑	3	さつま町船木5001番地3	0996-53-1516
28	長島町	不知火苑	2	長島町鷹巣1298番地2	0996-86-0289
29	中種子町	中南広域斎苑	2	中種子町野間15195-2	0997-27-3444
30	屋久島町	屋久島町斎場	2	屋久島町安房字太忠岳2745-110	0997-46-2907
31	瀬戸内町	瀬戸内町営火葬場	2	瀬戸内町大字古仁屋字芦瀬原1337番地	0997-72-2867
32	喜界町	喜界町斎場	2	喜界町大字湾間寺766番地	0997-65-1085
33	徳之島町	徳之島愛ランド広域連合火葬場	3	徳之島町亀津5681番地	0997-81-1371
34	和泊町	沖永良部火葬場	2	和泊町古里831-2	0997-92-0777
35	与論町	昇龍苑	2	与論町大字立長3173-1	0997-97-4661
27市町村		35施設	####		

15.6 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況

●県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況

[危機管理防災局危機管理課・原子力安全対策課・消防保安課、環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、くらし保健福祉部保健医療福祉課・医師・看護人材課・社会福祉課・薬務課・生活衛生課・健康増進課、土木部監理課・生活排水対策室・住宅政策室・砂防課・道路維持課・港湾空港課、商工労働水産部漁港漁場課、総合政策部総合政策課、北薩・南薩地域振興局、県警察本部]

【協定締結件数】12分野69種115件

令和6年2月1日時点

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
1 医療	災害救助等に必要な医薬品等の確保に関する協定	鹿児島県医薬品卸業協会	H8.6.25	災害発生時における災害救助等に必要な医薬品等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続、医薬品の範囲、引渡し、価格等]	薬務課
	災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定	鹿児島県医療機器協会	H8.9.24	災害発生時における災害救助等に必要な医療用資機材等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続、医療用資機材の範囲、引渡し、価格等]	薬務課
	災害時の医療救護活動に関する協定	(公社)鹿児島県薬剤師会	H26.3.28	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容、指揮系統、費用負担等]	薬務課
	災害救助に必要な医療ガス等の確保に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部	H26.5.30	災害発生時における災害救助等に必要な医療ガス等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続、医療ガス等の範囲、引渡し、価格等]	薬務課
	災害時の医療救護活動に関する協定	(公社)鹿児島県医師会	H19.5.14	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容、輸送、指揮系統、費用負担等]	保健医療福祉課
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(公社)鹿児島県歯科医師会	H26.3.28	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容、指揮系統、費用負担等]	保健医療福祉課
	災害時の看護支援活動に関する協定	(公社)鹿児島県看護協会	R5.3.14	災害発生時における看護支援活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容、指揮系統、費用負担等]	医師・看護人材課
	災害時における愛護動物の救護に関する協定	(公社)鹿児島県獣医師会	H27.1.16	大規模災害発生時における動物の救護対策に関し、必要な事項を規定。	生活衛生課
	鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会 鹿児島県社協老人福祉施設協議会 鹿児島県知的障害者福祉協会 鹿児島県保育連合会 鹿児島県地域包括・介護支援センター協議会 鹿児島県老人保健施設協会 鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会 (公社)鹿児島県社会福祉士会	R1.8.27 R1.8.27 R1.8.27 R1.8.27 R1.8.27 R1.8.27 R1.8.27 R1.8.27	大規模災害発生時において、鹿児島DCATを一般避難所、福祉避難所そのた災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を支援するために必要な事項を規定。 [活動内容、派遣要請、費用負担、訓練等]	社会福祉課
9種類			16件		



分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
2 物資等	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	(株)タイヨー	H17.2.4	災害発生時における応急生活物資の供給に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、物資の運搬、経費負担、補償等]	危機管理課
		(株)南九州ファミリーマート	H17.2.4		
		鹿児島県パン工業協同組合	H17.2.10		
		(株)山形屋	H17.3.1		
		(株)山形屋ストア	H17.3.1		
		南九州コココーラボトルリング(株)	H17.3.16		
		イオン九州(株)	H18.11.15		
		鹿児島県生活協同組合連合会	H20.2.15		
		NPO法人コメリ災害対策センター	H20.3.26		
		(株)ローソン	H20.5.29		
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H23.11.4			
	緊急・救援物資等輸送に関する協定	(公社)鹿児島県トラック協会	H14.4.1	災害発生時における緊急・救援物資等輸送に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費負担、補償等]	危機管理課
	大規模災害時の支援活動等に関する協定	鹿児島県石油商業組合	H21.3.4	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、支援の内容等]	危機管理課
	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	(株)南九州ファミリーマート (株)ローソン (株)モスフードサービス (株)壺番屋 (株)吉野家 (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ダスキン	H22.9.1 H22.9.1 H22.9.1 H22.9.1 H22.9.1 H23.11.4 H24.9.7	災害発生時の災害時帰宅支援ステーションの設置及び必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
大規模災害時における旅客船による緊急輸送等に関する協定	鹿児島県旅客船協会	H24.9.28	大規模災害時に旅客船による被災者救出や救援物資の輸送に関し、必要な事項を規定。[手続、実施方法、経費の負担、補償等]	危機管理課	
災害時における量等の供給協力に関する協定	鹿児島県量工業組合	H26.8.26	災害時における被災地等への量等の供給について協力を要請することについて必要な事項を規定。	危機管理課	
災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	(公社)鹿児島県バス協会	H27.6.26	災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費の負担、補償等]	原子力安全対策課	
災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	南日本段ボール工業組合	H28.3.24	災害時に被災地等へ物資を供給するに当たり、協力要請を行う場合に関し、必要な事項を規定。	危機管理課	
災害時におけるフードバンク食品の供給等の協力に関する協定	特定非営利活動法人フードバンクかごしま	H28.9.6	災害時における被災地等への物資の供給に関し、必要な事項を規定。	危機管理課	
災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等の協力に関する協定	鹿児島県倉庫協会	H28.12.19	災害時において緊急支援物資の保管及び荷役等について協力の要請を行う場合に関し、必要な事項を規定。	危機管理課	
災害時におけるLPガス供給に関する協定	(一社)鹿児島県LPガス協会	H30.12.14	災害発生時における避難所等へのLPガスの供給に関し、必要な事項を規定。 [目的、協力要請・実施、費用の負担等]	消防保安課	
災害時等におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定	(一社)鹿児島県タクシー協会	H31.2.18	災害時等におけるタクシーによる緊急輸送を求めるときの必要事項を規定。 [要請、内容、費用負担等]	原子力安全対策課 危機管理課	
災害時における電動車両等の支援に関する協定	鹿児島三菱自動車販売株式会社 北鹿児島三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	R3.3.25	災害発生時における電動車両等の貸与について必要な事項を規定。 [要請、内容、費用負担等]	危機管理課	

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
2 物資等	災害発生時における施設使用等に関する協定	鹿児島県遊技業協同組合	R3.3.25	災害発生時において、組合員が管理する施設の県等への提供及び災害時帰宅支援ステーションの設置及び必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社アクティオ	R5.3.23	災害発生時における仮設トイレや発電機等のレンタル機材の供給について必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	大規模災害時における物資の緊急輸送等に関する協定	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R5.6.30	大規模災害発生時における物資の緊急輸送等について必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	16種類		32件		
3 住宅	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	H8.3.29	災害発生時における応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。 [手続、住宅建設、経費負担等]	住宅政策室
	災害時における住宅の応急修理に関する協定	(一社)鹿児島県建築協会 鹿児島県電気工事業工業組合 鹿児島県管工事業協同組合連合会	H18.3.31 H18.3.31 H21.12.25	災害発生時における被災住宅の応急修理に関し、必要な事項を規定。 [手続、業務内容、経費負担等]	住宅政策室
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会鹿児島県本部	H18.2.1 H18.2.1	災害発生時における被災者への円滑な住宅供給を図るため、民間賃貸住宅の媒介に関し、必要な事項を規定。 [手続、連絡窓口等]	住宅政策室
	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書	(一社)鹿児島県建築協会 (一社)全国木造建設事業協会鹿児島県協会	H25.3.22 H30.3.15	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。	住宅政策室
	災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定	鹿児島県土地家屋調査士協会 (公社)鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H28.3.28	災害時における住家被害認定調査及び不動産登記等の相談業務に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、支援内容、経費負担等]	危機管理課
	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H28.9.1	災害発生時における応急的な民間賃貸住宅の提供に関し、必要な事項を規定。	住宅政策室
	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合 (一社)日本旅館協会九州支部連合会 鹿児島県支部	H28.12.19	災害時における要配慮者等の避難所としての宿泊施設の提供について、必要な事項を規定。	危機管理課
	7種類		11件		
4 公共土木施設等	大規模災害時における応急対策に関する協定	(一社)鹿児島県建設業協会	H18.1.24	大規模災害発生時における公共土木施設(県管理)の応急対策に係る業務に関し、必要な事項を規定。 [対象となる災害、業務内容、手続、経費負担等]	監理課
	大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書	(公社)鹿児島県測量設計業協会	H20.7.17	大規模災害時において、被害状況の速やかな把握と支援協力を求めるに当たり、必要な事項を規定。 [目的、支援協力の内容等]	監理課
	大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	(一社)鹿児島県ビルメンテナンス協会 鹿児島県ビルメンテナンス協同組合	H26.2.20 H26.2.20	大規模災害時において、県管理公共建築物の清掃・消毒などの応急対策に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、応急対策業務の内容等]	危機管理課
	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	西日本高速道路(株)	H23.9.6	大規模災害発生時における相互の道路機能の活用、SA・PA等の施設の防災協定施設としての活用情報の共有等について規定。 [協定内容、手続]	危機管理課

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
	大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	(一社)鹿児島県冷凍空調工業保安協会	H27.3.25	大規模災害時において、県管理公共建築物の冷凍空調機器などの応急対策に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、応急対策業務の内容等]	危機管理課
4 公共土木施設等	大規模災害時における地質調査等の支援協力に関する協定	(公社)鹿児島県地質調査業協会	H27.3.30	大規模災害発生時において、土木公共施設等の被災情報の収集及び応急対応に関わる業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、支援協力の内容等]	監理課
	大規模土砂災害時における技術支援に関する協定	NPO法人鹿児島砂防ボランティア協会	H23.1.26	大規模土砂災害発生時において、災害関連の事業を迅速かつ円満に実施するための技術的支援に関し、必要な事項を規定。 [目的、支援の内容、費用負担等]	砂防課
	災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定	国土交通省九州地方整備局 港湾管理者 港湾管理団体	H28.1.5	災害発生時における港湾の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、業務内容、適用範囲等]	港湾空港課
	災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定	鹿児島県港湾漁港建設協会 鹿児島島の海を守る会	H28.2.10 R2.9.1	港湾・漁港施設等における災害・事故発生時の応急対策に係る業務に関し、基本事項を規定。 [対象となる災害、趣旨、業務内容手続き、費用負担等]	港湾空港課 漁港漁場課
	大規模災害時における路面の応急復旧などに関する協定	鹿児島県舗装協会	H30.4.9	大規模災害時において、県の管理する公共土木施設の応急対策に係る業務の実施に関し、基本的事項を規定 [対象となる災害、応急対策業務の内容、協力要請、費用負担等]	監理課
	災害時における相互連携に関する協定	九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	R3.5.25	電力インフラの早期復旧に向け、相互連携のために必要な事項を規定。 [適用範囲、連携内容・方法、費用負担等]	危機管理課
		西日本電信電話株式会社	R3.5.25	通信インフラの早期復旧に向け、相互連携のために必要な事項を規定。 [適用範囲、連携内容・方法、費用負担等]	危機管理課
		11種類		14件	
5 広報	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会 鹿児島放送局	S56.4.1	災害発生時における防災情報等の放送要請に関する手続きについて規定。 [手続、実施方法]	危機管理課
		(株)南日本放送	S56.4.1		
鹿児島テレビ放送(株)		S56.4.1			
(株)鹿児島放送		S58.6.1			
(株)エフエム鹿児島		H4.9.18			
(株)鹿児島讀賣テレビ		H6.4.15			
災害時における報道要請に関する協定	(株)西日本新聞社	H9.4.15	災害発生時における被害の拡大の防止等の報道要請に関する手続きについて規定。 [手続、実施方法]	危機管理課	
	共同通信社	H9.4.15			
	(株)毎日新聞社	H9.4.15			
	朝日新聞	H9.4.15			
	(株)時事通信社	H9.4.15			
	讀賣新聞	H9.4.15			
	日本経済新聞社	H9.4.15			
	(株)南日本新聞社 (株)南海日日新聞社	H9.4.15 H9.4.15			
	2種類		15件		
6 し尿・汚泥等	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	鹿児島県環境整備事業協同組合	H17.3.28	災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し、必要な事項を規定。 [手続、経費負担等]	廃棄物・リサイクル対策課
		協同組合鹿児島県環境管理協会	H17.3.28		

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	(一社)鹿児島県産業資源循環協会	H21.5.26	災害発生時における災害廃棄物の処理等に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、支援協力の内容等]	廃棄物・リサイクル対策課
	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定	(公財)鹿児島県環境保全協会	H26.3.28	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援を要請することについて必要な事項を定める。	生活排水対策室
	3種類		4件		
7 車両排除	大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書	(一社)日本自動車連盟九州本部鹿児島支部	H17.5.23	大規模な災害発生時における緊急車両等の通行妨害となっている放置車両等の道路障害物の排除業務について、必要な事項を規定。 [目的、要請業務の内容、費用負担等]	鹿児島県警察本部
	大規模災害時における応急対策に関する協定	(一社)日本自動車連盟鹿児島支部	H28.3.30	大規模災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動に関し、必要な事項を規定。	道路維持課
	大規模災害時における応急対策に関する協定	(一社)九州レッカー事業協力会	R5.12.25	大規模災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動に関し、必要な事項を規定。	道路維持課
	3種類		3件		
8 情報提供	山地災害防止に関する郵便局と農林水産事務所の協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H12.5.25 H12.5.30	郵便局における山地災害危険地区マップの備え付けと郵便局からの山地災害発生の前兆現象等の情報提供について規定。	北薩地域振興局 農林水産部出水支所 南薩地域振興局 農林水産部
	土砂災害防止に関する郵便局と土木事務所の協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H11.12.14 H11.12.17	郵便局における土砂災害危険箇所マップの備え付けと郵便局からの土砂災害発生の前兆現象等の情報提供について規定。	北薩地域振興局 建設部出水支所 南薩地域振興局 建設部
	大規模災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	H25.3.22	大規模災害時において県内に存在する重要施設に対し、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を行う必要が生じた場合に、それらを円滑に実施するために、対象となる重要施設に関する所要の情報を共有する。	危機管理課
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2.3.30	県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、県が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ県の行政機能の低下を軽減させるため、県とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。	危機管理課
	4種類		6件		
	9 救助・救援等	大規模災害時における救助犬の出動に関する協定	NPO法人九州救助犬協会	H25.3.26	大規模な地震や風水害その他の災害が発生し、行方不明者が発生した場合に、被災者の捜索活動を円滑に実施するため、救助犬による捜索等の協力を求めるときの必要な事項について定める。
大規模災害時における隊友会の協力に関する協定		(公社)隊友会鹿児島県隊友会	H25.3.26	大規模な地震や風水害その他災害が発生した場合に、隊友会会員が有する専門的知識、技能、経験など元自衛官としての能力及び情報収集等の隊友会の組織力を活用した協力を求めるときの必要な事項について定める。	危機管理課
2種類			2件		
10 遺体搬送等	災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定	鹿児島県葬祭業協同組合 (一社)全国霊柩自動車協会	H20.6.9	大規模災害時において、多数の人的被害が生じた場合の遺体搬送や葬祭用品の供給等に関する業務協力について規定。 [目的、協力の実施、経費負担等]	危機管理課
	1種類		1件		

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
11 相談	災害発生時における相談業務の支援に関する協定	鹿児島専門士業団体協議会	H29.3.28	災害発生時における、県民等に対する相談業務の支援に関し必要な事項を規定。	危機管理課
	災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定	(公社)鹿児島県栄養士会	H29.3.30	災害時において、栄養相談等の支援活動について協力の要請を行う場合に必要事項を規定。	健康増進課
	2種類		2件		
12 その他	鹿児島県とイオン株式会社との包括提携協定	イオン株式会社	H23.8.25	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害対策に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	(株)セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H23.11.4	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「地域の安心・安全及び災害対策に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と佐川急便との地域活性化包括連携協定	佐川急便株式会社	H29.2.6	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害対策と安心・安全に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	健康づくりに関する鹿児島県と大塚製薬株式会社との連携協定	大塚製薬株式会社	H28.4.25	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害時における被災者への貢献や協力に関すること」が含まれている。)	健康増進課
	東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定	東京海上日動火災保険株式会社	H29.3.28	地方創生の実現を図ることを目的とした協働について規定。(実施項目の一つに、「防災・減災に資する取組に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	株式会社ローソンとの包括連携協定	株式会社ローソン	H19.9.14	協働による事業活動を推進し、地域の活性化と県民サービスの向上を図ることを目的として規定。(実施項目の一つに、「地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と鹿児島県オールトヨタとの地域の活性化及び県民サービス向上に向けた包括連携協定	鹿児島トヨタ自動車株式会社 鹿児島トヨペット株式会社 トヨタカローラ鹿児島株式会社 ネットトヨタ鹿児島株式会社 ネットトヨタ南九州株式会社 株式会社トヨタレンタリース鹿児島 トヨタ部品鹿児島共販株式会社	R1.10.2	協働による活動を推進することにより、地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的として規定。(連携事項の一つに、「防災・減災に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	R1.12.26	相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的として規定。(連携事項の一つに「防災・災害対策に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に係る包括協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	R2.3.18	相互の連携及び協力を強化することにより、地方創生の推進及び地域の発展に寄与することを目的として規定。(連携事項の一つに「防災・減災に関すること」が含まれている。)	総合政策課
9種類		9件			
12分野	69種類		115件		

## 15. 7 災害発生時において協力要請可能な民間事業者等リスト

### 災害発生時において協力要請可能な民間事業者等リスト

[危機管理防災局危機管理課，土木部砂防課]

平成25年3月31日現在

対応可能な事案	相手方(事業者名)	根拠等	内 容
(1) 災害発生時の救援作業に支障のある放置自動車のレッカー業務	県レッカー事業協同組合	組合設立趣旨書 H18. 1. 16設立	[ 設立趣旨 (抜粋) ] 緊急事態発生時に救援作業の障害となる自動車の放置問題に対し，行政機関と常時連絡協議を行いながら，救援作業に支障のない体制づくりを構築
(2) 「災害対応型給油所」として，災害発生時において警察・消防等の緊急車両への優先的燃料の供給，非常用食料等の集積地としての施設の提供などを実施	[給油所名] 吉田商事(株) 2件 名瀬市  (有)ビートル 川辺町	経済産業省の補助制度により所要の設備等を設置し，災害対応型給油所として選定された給油所	[ 目的 ] 災害時における石油製品等の安定的供給 □ 警察・消防等の緊急車両への優先的燃料の供給 □ 被災者等のための非常用食料等の集積地としての用地・施設等の提供 □ 被災情報の発信地として機能  [ 経済産業省の補助制度を活用して整備 ] □ 災害対応型給油所普及事業 全国石油商業組合連合会に対し補助 □ 次の設備等を備えている給油所 ・ 太陽光発電又は内燃機関を使った自家発電設備 ・ 貯水設備・井戸設備， ・ 緊急用可搬式ポンプ
(3) 災害発生時における救助犬による救助活動	九州救助犬協会事務局 鹿児島支部	NPO法人 (九州全域を網羅)	[ 設立趣旨 (抜粋) ] 災害時において，関係省庁と連携を図りながら，救助犬による組織的な救助活動を展開 救助犬数(本県内) 12
(4) 土砂災害が発生した場合の災害救援活動	NPO法人 鹿児島砂防ボランティア協会	NPO法人 鹿児島砂防ボランティア協会の定款	・ 土砂災害に関する情報収集と提供 ・ 土砂災害の被災者等への支援 ・ 土砂災害に対する技術力の向上